



発行 新潟県
号外 1
 平成27年 8月24日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1119 知事指定薬物の指定(医務薬事課)



◎新潟県告示第1119号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 8月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-(8-ブロモベンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン(通称名: Bromo-DRAGONFLY)及びその塩類
- (2) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-PINACA)及びその塩類
- (3) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-5F-PINACA)及びその塩類
- (4) 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-PICA)及びその塩類
- (5) 1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-5F-PICA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成27年 8月25日